

## 会 議 録

会 議 名	東松山市入札監視委員会					
開 催 日 時	令和6年8月7日（水）			開 会	14時00分	
				閉 会	15時30分	
開 催 場 所	総合会館3階302会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 令和5年度下半期の入札・契約状況について (2) 委員会抽出案件について (3) その他 4 閉会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数	1 人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	委員長	池田 剛士	出席	委 員	大谷 賢市	出席
	委 員	小河 大輔	出席	委 員	眞下 章	出席
	委 員	柳下 和之	出席			
事 務 局	政策財政部長			桶谷 易司		
	政策財政部次長			関根 隆		
	契約検査課長			成川 暢彦		
	契約検査課主査			佐藤 郁也		
	契約検査課主事			本郷 知里		
	契約検査課主事補			佐藤 信道		
関 係 担 当 課	地域支援課長			島村 浩文		
	松山市民活動センター副所長			町田 明世		
	平野市民活動センター副所長			鈴木 賢司		
	市街地整備課長			城 直紀		
	市街地整備課主査			滝本 雅之		
	こども支援課長			大石 和夫		
	こども支援課副課長			小山 亜耶		

次 第	顛 末
1 開 会	事務局開会宣言。事務局司会による進行
2 あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局紹介</li> <li>・池田委員長あいさつ</li> </ul>
3 議事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名委員の指名 池田委員長から小河委員及び柳下委員が会議録署名委員に指名される。</li> <li>・配付資料の確認（事務局）</li> <li>・委員会の開催定足数に達していることを報告（事務局）</li> <li>・会議の公開又は非公開の決定 池田委員長が会議の公開について委員会に諮り、承認を受ける。</li> <li>・議事進行については、委員長が議長となることを説明（事務局）  （事務局）</li> <li>・令和5年度下半期の入札・契約状況について説明 （池田委員長） 事務局の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はありますか。 （柳下委員） 工事の不調等が若干多いように感じました。この不調不落の要因はどのように分析され、今後どのような対策をしていくか、今の時点で何かお持ちであれば教えていただきたいと思います。 （事務局） 御指摘ありましたとおり、令和4年度の同時期の13件から、年度の比較で言いますと、令和5年度につきましては15件ということで、微増ではありますが、うち11件が工事の入札に関する不調等となっております。令和4年度同時期の7件から増えています。 このうち、入札参加者がいない等の理由で入札が中止になった案件が、令和5年度下半期では4件、令和4年度の同時期の1件に対して増えています。つまり、不調等が増えたうち、多くは入札参加者がなく中止になった案件が増えたわけですけれども、それぞれ工事特有の理由と考えており、少し特殊性のあった工事であったりとか、あとは狭あい道路工事だったりとかして、業者に敬遠されてしまったというように考えております。</li> </ul>

対策というとは何か具体的なことができるかは難しいところもあるのかと思うのですが、発注課に対しては意見を聞いて、どういったところで手を出しにくいところがあるのかというのを踏まえて発注ができるようにしていきたいと考えております。

(柳下委員)

平準化率は市で出していますか。出していたら教えてください。

(事務局)

平準化率について当市独自に数字を出してはございません。

(池田委員長)

他に何かございますか。

では続いて議事(2)の審議に入ります。1 番目の案件です。平野市民活動センター冷暖房機器等保守点検業務について、まず案件の抽出をしていただいた小河委員から、理由について説明をお願いいたします。

(小河委員)

令和6年度の年間維持管理業務から、本件を抽出案件としました理由としましては、落札率が今回の抽出対象となっている入札の中でも極端に低いことから、どのように予定価格を設定されたかということと、また指名競争に係る指名の経緯について確認したく抽出いたしました。

(池田委員長)

ありがとうございました。それでは内容について事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

・「平野市民活動センター冷暖房機器等保守点検業務」の入札状況について資料に基づき説明

(担当課：地域支援課)

・「平野市民活動センター冷暖房機器等保守点検業務」の業務概要について資料に基づき説明

(池田委員長)

事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。

(小河委員)

今回指名競争入札となっておりますけれども、この5者を指名したのはどのような理由からでしょうか。

(事務局)

指名理由につきましては先ほどの説明でも少し触れておりますが、まず業務の内容に応じて、入札参加資格者名簿のうち「建築物管理」に搭載されており、業務内容が空調機の点検になりますので、その業務に関して受注希望している業者を指名しております。

また、選定に当たりまして、前年度の同案件で、上位の業者3者をまず指名いたしました。次に、類似案件である空調の点検業務に関して応札があった業者、つまりその業務の受注が可能である2者を加えて、5者の選定となっているところです。

(小河委員)

受注可能な業者を選定ということですが、実際どのくらいの中から5者選びましたか。

(事務局)

名簿掲載業種及び受注希望に該当する業者に関しては、何者程度いるかは把握をしておりません。当市で声かけしているような業者ですと、近隣に営業所がないような業者もごございますので、近くに営業所があるような業者などを加味したところ、14者程度が受注できる業者と考える中で、5者選定したということになります。

(小河委員)

もう一つ御質問です。今回の入札率は24.32%となっておりますが、設計はどのように行われたのでしょうか。

(島村地域支援課長)

設計については自己積算で行っております。国土交通省で定めました建築保全業務積算要領に基づいて設計をしております。

(小河委員)

そうすると、今回だいぶ低い金額になっていますが、これをどのように考えているのでしょうか。他の同じ日に、空調のものが何件かあるうち、この1件だけ低いですが、平野市民活動センターのものだけなぜこのような低い落札率だったのかということについては、どう考えますでしょうか。

(島村地域支援課長)

まず、機器の更新工事を5年前に行っており、新しい機器になっております。また、今回の落札者については、過去にも同じこのセンターの空調機の保守点検業務を受注している実績がありました。

加えて、今回の入札では指名業者5者中4者が応札していますけれど

も、もう一者、安価な金額で応札しているところがありまして、そちらは5年前に行った工事の落札業者になっています。その業者とかなり激しい価格競争の結果、両者ともノウハウ的には蓄積されたものがありますし、機械も新しいところも加味したところで、かなり激しい価格競争だったのではないかと担当課として分析をしております。

(小河委員)

他のところよりも、新しい部分もあるので少し金額が下がったということですか。

(島村地域支援課長)

担当課としてはそういう分析をしております。

(池田委員長)

ある種正しく競争が行われたとも言えるということでしょうね。

他に何かありますでしょうか。

(柳下委員)

事務局の方から「内訳書の確認ができたので落札者にしました」という説明があったと思いますが、聞き逃してしまったので、少し前からもう一度お願いします。

(事務局)

説明した内容としましては、一番低い金額で応札がありましたが落札率が低かったため、落札者決定を保留しました上で内訳書の提出を求めて内容確認を行ったところ、応札金額で適正に業務が行えると確認できたことから落札者決定を行っているということでした。

確認内容ですけれども、業務の数量などと、結果として低い金額の応札になると、場合によっては従事者の賃金へのしわ寄せが懸念されるところですが、そのおそれがないことを確認しています。

(柳下委員)

最低賃金未満でないかということまで確認をしていたということではないですか。

(事務局)

そのようになります。

(柳下委員)

わかりました、ありがとうございます。

(池田委員長)

他にございますか。

(眞下委員)

さきほどの資料の 7 頁を見ていただきたいのですが、主な業務としてはエアコンのフィルターの清掃とか交換ですが、この業務の落札率を見ると 70%~80%ぐらいです。平野市民活動センターができたのが、平成 6 年の 9 月で、大体 30 年経過していますので、先ほど課長の方から説明がありましたように、5 年前に新しく機器を変えて、取り替えているという点で、この施設だけ機械が新しいです。

同時期にできているものが高坂丘陵市民活動センターで、面積的にも平野地区市民活動センターと同じぐらいの面積です。高坂市民活動センターが平成 7 年の 10 月で、これも大体 30 年ぐらい経過しているということで、そうすると、普通に見ると落札率が 70%~80%というのは確かな数字かなと思うのですが、今回このビソー工業が取ったのは、どうしても自分たちが関わったところなので取りたかったということだと思います。最低賃金をクリアしているということなので、問題はないのかなと思います。

ただ、このビソー工業については、ウォーキングセンターも 47.62%とかなり低い額でとっています。だから、最低賃金をクリアして安い額で取れているということで、契約上問題ないかと思うのですが、今後の業務の内容について、冷暖房のフィルターですとか保守をしっかりと行っているかどうか、現場の方で確認いただければありがたいかなと思います。

(島村地域支援課長)

業務がきちんと行われているかということにつきましても、実際に担当の副所長の方で確認をしております。書類等の提出もきちんといただいております。

(柳下委員)

追加で伺います。先ほど「落札決定を保留し、内訳書を提出させ確認を行い、問題がなかったため落札決定を行った」ということで、これで契約締結となれば問題ないのですが、もし不十分な内訳書が出てきたときに、無効もしくは落札者とはしませんというようにあらかじめ何かに記載をしている入札なのでしょうか。もし記載してあるのであれば、それは低入札価格調査制度なのかと思いました。そうであればしっかり低入札価格調査制度を作って運用すればいいのではないかと思ったので、今回はどういう入札だったのか、もし不十分な内訳書が出たときにどう

するつもりだったのかというのが気になったので、それだけ確認という形で終わらせていただきたいと思います。

(事務局)

よろしければお配りしております契約事務要覧 28 頁の、東松山市競争入札参加者心得を御覧いただければと思います。

14 条 1 項の「又」から始まるのですけれども「最低制限価格および調査基準価格を設けないときにおいて予定価格に比して著しく低い価格で入札があった場合は、落札者の決定を保留することがある」としており、こちらを根拠として、今回保留といたしまして、内訳書の提出を求めました。そして 15 条 1 項の規定により調査を行いまして、契約の内容に適合しない業務がなされるおそれがないかというのを確認させていただきまして、調査の結果不相当ということであれば落札者として決定しないというのが流れになっております。

(柳下委員)

14 条 1 項によると、調査基準価格を設けていたということですかね。

(事務局)

本件については、調査基準価格を設けてはございません。

(柳下委員)

15 条を適用できるのは、14 条 1 項を適用したときだけではないですか。

(事務局)

14 条 1 項中の先ほど申し上げた部分も含めて、適用できるという考えをとっております。

(柳下委員)

わかりました。

(池田委員長)

他に何かございますか。

(眞下委員)

単純な質問で申し訳ないのですが、ビソー工業株式会社と日本美装株式会社は、何か関係はあるのですか。

よく会社を分けて、安い案件を取るときはこちらの会社とか、使い分けたりすることが多いと思うのですが、このような関係性ではないということですか。

(事務局)

指名業者の選定に当たっては、例えば親子関係であるか確認をし、一応そういった関係があるものではないということで、確認した上で指名をしております。

(大谷委員)

結局、日数をかけていくというような仕事ではないということでもよろしいですかね。年何回か行くとか、清掃しに行くのが何か月に1回とかそういうことになるのですかね。

(島村地域支援課長)

常駐するような業務ではないです。

ただ、台風ですとか、不具合、故障とか発生した場合は緊急的に対応をすることというように、仕様書の中には記載をさせていただいております。

(大谷委員)

実働からすると、人件費としてもそこまではかからないということですか。

(島村地域支援課長)

常駐が必要なものですとか、清掃みたいなものとは違って、点検のときに基本的には来ていただく業務になります。

(大谷委員)

フィルターの交換した代金とかというのは含まれているのですか。

(島村地域支援課長)

含まれています。

(大谷委員)

この金額の中に含まれるということですか。

(島村地域支援課長)

含まれております。

(大谷委員)

簡単な工事は受注者で行ってくださいということだと思っておりますが、大きい工事になったら、それは市が払うということですか。

(島村地域支援課長)

別発注として、修繕なり、工事の発注をすることになります。

(大谷委員)

これぐらいでできてしまうと、他の施設に係る業務の落札率はどうかという気はしてしまうのですが、先ほどの説明だと、国土交通省ベ

ースではこの他の施設ぐらいはかかるだろうというところですかね。

(池田委員長)

他にございますか。

(小河委員)

結局、空調の入札が何件もあるのにこれだけどうしても非常に低く見えてしまって、ではどちらが適正な価格かというのがよくわからないです。当然、税金の使い方としては作業を適切に行っていれば低い方がある程度いいのかなと思います。もちろん、法律に則っていれば、高い金額より低いところの方がいいというふうに思いますが、どこが適正な金額かというのは非常にわかりにくいというところはあります。あと半年以上ありますけれども、全く問題ないということであれば、むしろビソ一工業さんの方が適正な金額に近いのかという感じもしますので、注視したいと思います。

(池田委員長)

それでは1番目の案件について質疑は以上といたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。本件についての調査は以上で終了するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(池田委員長)

それでは本件についての調査は以上で終了といたします。

**【担当課入替り】**

(池田委員長)

2番目の案件、R5松高前通線(松葉町一丁目)道路築造工事について、小河委員から抽出理由の説明をお願いいたします。

(小河委員)

この案件については、1者のみの参加、応札となっていて、また、入札率も99.65%と非常に高いことから、どのような設計が行われたかを確認するために今回抽出案件といたしました。

(池田委員長)

ありがとうございます。それでは、内容について事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

・「R5松高前通線(松葉町一丁目)道路築造工事」の入札状況について

	<p>資料に基づき説明</p> <p>(担当課：市街地整備課)</p> <p>・「R 5 松高前通選（松葉町一丁目）道路築造工事」の工事概要について</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問ございますか。</p> <p>(小河委員)</p> <p>設計額はどのように積算をされたのでしょうか。</p> <p>(城市街地整備課長)</p> <p>設計額につきましては、県の積算システムを使いまして、単価も県単価を使用しております。県の単価表に載っていないものにつきましては、発行されております「建設物価」というものと、「積算資料」というものを参考に単価を設定しております。</p> <p>また、それらにも載っていないものがありましたら、見積もりをとって単価を設定しているものでございます。</p> <p>(小河委員)</p> <p>比較的価格は算出しやすいものなのでしょうか。</p> <p>(城市街地整備課長)</p> <p>今回の工事につきましては、ほとんど県の単価を使っており、鉄筋の一部特殊なもののみ見積もりを徴しまして、設計したものでございます。その他については、全て県の単価を使用させていただいております。</p> <p>(小河委員)</p> <p>そうすると、その辺が金額的には出しやすいということだと思うのですが、今回1者しか入札がなかったことについては、どのように考えますでしょうか。</p> <p>(城市街地整備課長)</p> <p>事業担当課の方の意見としましては、こちらの工事が10mほど掘り下げて行う工事になっているのですけれども、市内の業者ですと実施可能なのはおそらく数社に限られてくるような状況です。また、市外の業者につきましても東武東上線が近く、そうしますとどうしても敬遠されがちなところがありますので、そういったものが要因ではないかと推察しております。</p> <p>(池田委員長)</p>
--	---

他に何かございますか。

(柳下委員)

私もその1者しか応札がなかったことについて着目しております。確か、去年取り上げた別件の大きな工事でも同じような状況があったと記憶しています。その時には、このぐらいの規模だと応札可能な業者が大企業なので、敬遠されたのではないかという回答だったのを思い出しまして、今回いろいろ調べてまいりました。

資料によると、該当業者63者のうち埼玉県内本店・営業所が57者あるのですが、このうち県内本店は7者しかいません。後は、全国展開するような大企業でございました。このあたりも関係するのではないのかと感じます。

以降は参考意見です。まず、埼玉県では、2億円以上の土木一式工事については概ね県内企業、県内に本店又は建設業法上の主たる営業所のあるものに限定して入札を行っているので、土木一式工事の2億円以上の場合、応札者は全部県内企業になっています。

あとは、県の工事の名簿について格付けというのを行っておまして、土木工事の場合④、A、B、C、Dと5段階に分けているのですが、1億円以上の工事の場合はその④という格付けの業者だけしか参加できないようにしております。この入札ですと63者中の11者です。

この11者以外で、県内の④業者は他にいません。なので、実質競争原理がなかなか働かないのかなというところがあるのではないかと感じます。地域要件、県内の営業所を入れてしまっていると、経審点数を1200点以上としているのは少し厳しいのではないかなと思っております。

例えば、県の名簿で見ますと1100点から1200点になりますと、全部で15者、うち④が14者に増えます。1000点まで下げると32者で、そのうち④が27者というふうが増えるので、少し工夫の余地があるのではないかなと感じます。

それと、官公需法という中小企業の受注機会を確保しようという法律があって、全ての市町村も守らなければいけない法律だと理解をしていますが、先ほどの57者のうち7者を引いた50者は、おそらく大企業なのではないかなと思いますので、法律とかよく確認して反映されると、大企業には敬遠されるという答えがだんだんなくなるのではないかなと思います。

(池田委員長)

今回とあんまり関係ないかもしれませんが、ジョイントベンチャーを入れるといった選択肢はないのですか。

(事務局)

ジョイントベンチャー（JV）を、参加を可とするかどうかにつきましては、検討はして単体の企業でも受注が可能なような工事内容だろうというところで、単体企業であることを条件にしているところですが、先ほど柳下委員がおっしゃったような中小企業の受注機会の確保というところでは、JVの方の活用もしていく必要もあるのかなと感じました。

(柳下委員)

JVの活用に関しては、国の中建審というところで「JV準則」というのを出してしまして、土木工事の場合、おおむね5億円以上の工事からといった指針が出されており、県もそれに倣っています。

(池田委員長)

ありがとうございます。他に何かございますか。

(大谷委員)

先ほどの柳下委員の意見に関連するのですが、今回のこの工事というのはコンクリート製か何かの壁を7基作って納めるというのが一点あるということなのですよ。

(城市街地整備課長)

アンダーパスでくぐり抜けてくる道路ですので、コンクリート構造物でまず壁等を作って、その中に歩道なり、車道なりを築造していくという状況です。

(大谷委員)

この工事では、受注者はどこまで施工すればいいのですか。

(城市街地整備課長)

コンクリートの躯体を作るところまでです。

(大谷委員)

掘り下げて設置するというのは。

(城市街地整備課長)

掘り下げて現場で型枠を組んで、鉄筋を組んでコンクリートを流し込んで、この構造物を作るという工事になります。

(大谷委員)

それは大企業でなくてもできる工事内容ということでもいいのですか。

	<p>(城市街地整備課長)</p> <p>ある程度、そういう工事を経験しているところであれば、可能だと思います。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>そうすると、県内業者とかこの近辺の業者でも、できなくはない工事内容ということでしょうか。</p> <p>(城市街地整備課長)</p> <p>この工区につきましては、特に問題ないと思います。鉄道に近接しているところですか、民家が近いところというのは、どうしてもその影響が懸念される傾向がございます。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>そういうところは、どういう業者なら受けてくれるというのがありますか。</p> <p>(城市街地整備課長)</p> <p>参考にはなりますが、東武東上線の鉄道敷きの下は、大手の鹿島建設が受注しておりました。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>全国で工事实績があるなどを求めたのですか。</p> <p>(城市街地整備課長)</p> <p>東上線の鉄道敷きの下は市からではなく、東武鉄道の方に工事を委託して、東武鉄道が鹿島建設に発注して、東上線の下の構造物を作っているというような状況です。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>他にございますか。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>先ほど柳下委員が御指摘した、県内業者を 1200 点以上と制限していることについてですが、昨今の働き方改革の影響で中小の事業者だと工期が間に合わない心配とかもあるということでしょうか。1200 点というのを下げてしまうことで、働き方改革の関係で労働時間が制限されますので、ある程度大きな業者じゃないとこの工事は取れないという理解でよろしいですか。</p> <p>(城市街地整備課長)</p>
--	---

工期の設定に関しましては、国を通じて県から、熱中症対策や週休 2 日の確保について要請がありますので、工期を長めに設定しましょうという方針です。

(眞下委員)

この 1 年なら十分できるということですか。

(城市街地整備課長)

この工事に関しては、そういうことも加味して、工期をある程度十分余裕をもって設定している状況です。

(眞下委員)

最近は、工事に時間がかかってしまっていることが結構多いですね。

(城市街地整備課長)

現に現場で施工を行っている工事でも、気温もすぐ 35 度超えていくような状況でございますので、現場の方でも少し休憩を長めにとりながら行っているような状況のようです。

(池田委員長)

では、2 番目の案件については以上といたします。

委員の皆様にお諮りいたします。本件についての調査は以上で終了するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(池田委員長)

ありがとうございます。それでは本件についての調査は以上で終了することといたします。

**【担当課入替り】**

(池田委員長)

続いて 3 番目の案件、東松山市子育てファミリー応援事業ギフト提供運營業務について、小河委員から抽出の理由について説明をお願いいたします。

(小河委員)

本件は、入札ではなく特命随意契約となっておりますが、その理由を確認したく抽出いたしました。

(事務局)

・「東松山市子育てファミリー応援事業ギフト提供・運營業務」の入札状況について資料に基づき説明

	<p>(担当課：こども支援課)</p> <p>・「東松山市子育てファミリー応援事業ギフト提供・運營業務」の工事概要について資料に基づき説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問ございますか。</p> <p>(小河委員)</p> <p>随意契約は慎重に進める必要があるというのを前提として、今回随意契約になった理由としては、県と同様の事業を行っているということだからかと思うのですが、逆に、随意契約をしなかった場合にはどのような問題が起きるのでしょうか。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>今回、県と同じ受注者により同様の事業を行うということになったのですが、これが必ずしも必要かという点、実際そこまでの必要性はなかったところがございます。ただ、県の受注者である生活協同組合パルシステム埼玉は、県の事業の趣旨に賛同して、独自の県内全域配送、商品調達、物流機能等の強みを活かし、ギフトの安定供給をするとともに、見守りに関する協定等を通じた行政や諸団体との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていること、またネット上での申請に関する手続きが整備されている点や子育てに不安を抱えている家庭の情報を県や市にフィードバックしてくれる点など、数々のメリットがあるところがございます。また、申請が市の分と県の分を同時に行えて、対象者市民の方への手続きも簡便かつ効率的であったというところがありました。</p> <p>そういった全体的なところを勘案いたしまして、県と同じ受注者としたところがございます。</p> <p>(小河委員)</p> <p>市と県が一緒に行った方が利用者もいいのかなとは思っているので、この案件は適切かとは思いますが、300万円の内容というのは、これは運営費ですか。商品代は入ってないわけですね。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>商品代と送料込みで、トータルで1件当たり税込5,000円ということで、契約をしております。</p> <p>(小河委員)</p> <p>商品も入っているということですね。これは例えば、予定では月50件で、12ヶ月で行うということなのでしょうけど、実際の件数に対して1</p>
--	--

件いくらとかで支払いということでしょうか。

(大石こども支援課長)

そもそも 50 件というのが、当市の出生者数が平均すると月 50 件なので、50 という数字を算出しておりまして、実際配った後、毎月の請求書とその翌月にいただいて、それに対してお支払いするような形になっております。

(小河委員)

1 件につきいくらという形なのですね。

(大石こども支援課長)

1 件につき 5,000 円ということで、そこは決められた金額で受けていただいています。

(池田委員長)

他にございますか。

(柳下委員)

県と同様な事業を行っていますという説明でしたが、県が発注している業務と市が発注している業務で何か違うところがあったときに、この部分でも業者選定が適正かというのをチェックしなくていいのですかという視点なのですが、まず、県と仕様書は全く同じだったのでしょうか。

(大石こども支援課長)

そうです。基本的には同じ仕様になっています。

(柳下委員)

そうなのですか。では逆に言うと、市の仕様の中に、例えば見守りとかなくてもよかったわけですね。県の仕様でもできているということですよ。

(大石こども支援課長)

そうですね。ただ、先ほど御説明したように、それぞれ県は県に見守りの情報をフィードバックしてもらい、また、市の方でも契約することで、市の方にも情報を直接フィードバックしてもらいという 2 本立てになっております。

(柳下委員)

わかりました。

(池田委員長)

他にございますか。

	<p>(眞下委員)</p> <p>ただでさえ、子育て中のお母さん方は忙しいですよね。随意契約で同じ業者の方が2回申請しなくて済むし、県と一緒に事業を行うということで、責任が明確になるということですよね。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>おっしゃるとおりです。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>わかりました。それであれば、随意契約が適切ではないかと思えます。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>1回登録すれば、県の事業も市の事業も利用できるということですか。事業を利用するのに何か登録するわけですよね。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>おっしゃるとおり、1回必要です。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>県の事業の申請サイトに行けば、それは1回で市も県も使えるということですか。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>申請サイトのところに、県の分と市の分が両方ありますので、そこで一遍に申請していただければ利用ができます。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>入力は2回しなければいけないのですか。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>個人情報等の入力は1回です。ただ、県の分と市の分という区分けはしてありますけど、入力自体は1回だけで済みます。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>チェックとかすればよいのですか。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>そうですね。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>あと一点確認なのですが、この事業を行うのに当たって、同様な業務が運営可能な業者というのは、他にもいるのですか。</p> <p>(大石こども支援課長)</p> <p>いくつか思い当たるところがあったのですが、やはり県の事業もそうですが、見守りというところを重要視しておりまして、子育て世帯のお</p>
--	---

宅に配送に行って、そこで子育てに関する不安とか、そういったものを聞き取れる業者というのは、やはりこちらのパルシステム埼玉のみというようにこちらでは把握しております。

(大谷委員)

他のところは、そこまで行っているかはわからないということですか。

(大石こども支援課長)

配送は行うという業者はいくつか思い当たるところがありますけれども、見守りという点では、そこまではできないというか、考えてないというような業者があるようには聞いております。

(大谷委員)

そうしますと、公募などを行っても1者になる可能性が結構高いということですね。

(大石こども支援課長)

今回は公募まで行ってはいないですが、場合によっては1者しか応募しないという可能性は少なからずあるかとは思っております。

(大谷委員)

63市町村が参加しているということなのですが、このパルシステムを使ってない自治体はあるのですか。

(大石こども支援課長)

例えば、現金給付や電子クーポンなどの、そういったものを第1子以降のお子さんに対して付与しているような自治体があるということは聞いております。

(大谷委員)

必ずしも何か物を配らなくてもいいということですね。

(大石こども支援課長)

例えば現金で支援して、プラス県の方からこのギフトというところを選択した自治体もございしますが、当市の場合は、内容的にはちょっと似通ったギフト内容ではありますけれども、あっても困らないものであるというふうに思っておりますし、現金だと実際そのお子さんに対して使われるかどうかわからないところもありますので、今回は県と同じ、パルシステムさんの方を選ばせていただいたという状況でございます。

(大谷委員)

コバトンベビーギフトというのを、県も市もお配りするというシステムですか。

(大石こども支援課長)

ちょっと似通った名前ではあるのですが、県は「コバトンベビーギフト」で、東松山市は「東松山市ベビーギフト」というふうな名称の違いはございます。

(大谷委員)

物自体は一緒なのですか。

(大石こども支援課長)

似通っていて、量は市の方が1件当たり5,000円なので、少ないとかというところはありませんけれども、いくつか種類があって、それぞれ市民の方が好きなものを選べるようなところが、県と同じです。

(大谷委員)

パルシステムさんが用意しているのでしょうか。

(大石こども支援課長)

おっしゃるとおりです。

(大谷委員)

わかりました。ありがとうございます。

(池田委員長)

電話かけとか見守りというのは、県の方でも行っているわけですか。

(大石こども支援課長)

そうですね。

(池田委員長)

東松山市の業務でも行くと二重になってしまうことになりませんか。

(大石こども支援課長)

県と市で個別に契約はしているのですが、2回電話するとかそういうことではなくて、あくまでもギフトを配送するときに、不在であればパルシステムの方から一度電話をします。

(池田委員長)

ではなくて、県の方でそれを行ってくれるのだったら、東松山市で行う必要はないのではないかなと思ったのですが。

(大石こども支援課長)

情報のフィードバックというところで、市はやはり独自にパルシステムと契約しないと、県を経由しての情報の提供だと場合によっては遅いときがございますので、緊急性を要する案件などは、やはり直接契約してすぐにフィードバックしてもらうようなことを考えております。

(池田委員長)

わかりました。

(柳下委員)

児童福祉の役割分担は県の所管ですか、市の所管ですか。

(大石こども支援課長)

役割分担は、専門的などころで言うと県の児童相談所が担当になりますけれども、地域での子育てに関する困りごととか何か悩み事というのは、まずは4月から市が開設したこども家庭センターの方で、福祉の担当も行っております。

(池田委員長)

他にございますか。よろしいでしょうか。

(各委員)

意見、質疑等特になし。

(池田委員長)

それでは3番目の案件についての質疑は以上といたします。

では、委員の皆様にお諮りいたします。本件についての調査は以上で終了することということでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(池田委員長)

それでは本件についての調査は以上で終了といたします。

(柳下委員)

1つ目の案件に関して、最後に発言させてください。

先ほどの東松山市競争入札参加者心得14条1項と15条の運用の仕方について、事務局に再度、法律を確認しておいてもらいたいという趣旨なのですが、自治法の施行令では、低入札価格調査ですとか、最低制限価格ですとかを設定しないで、純粋な価格競争で行った競争入札のときは、入札を無効にしない限り、一番安い者と契約しなければならないというふうに書いてあった気がしますので、説明のあった最低制限価格制度も低入札価格調査制度も設定していないけど契約しない場合があるという運用は、多分、自治法施行令に抵触してしまうのではないかなと思っています。一番安い者でないものと契約することができるという条文は、最低制限価格制度を設定したときか、低入札価格調査制度を設定したときしかないというように理解していますので、これらの場合以外で

最低金額での応札者と契約しないこともあるというのは可能か、もう一度法律を確認しておいていただきたいなと思います。

(事務局)

この心得を作った時点での想定ですと、内訳書の内容を確認した結果、これではできないだろうと想定されるものに関しては無効とするというような考えでおそらく設定したのだと思うのですが、お話いただいて、改めて確認します。

(大谷委員)

契約を進めるとなると、行政指導的なもので、内訳書の修正を求めることになるのですかね。

(事務局)

内訳書に基づいて入札をされたわけですので、例えば内訳書をこの金額でできると思えるように直してくれということとはできないと考えており、入札自体も内訳書を根拠に無効とするような手順になると考えます。

(大谷委員)

実際はそのような事例はないですかね。

(事務局)

実際は、低入札価格調査制度を設定しないで無効にしたというものはございません。

(柳下委員)

県も内訳書を出させていて、完璧な不備、明らかな計算違いとか、そういうものだけは無効にしますけれども、これは安すぎるのではないかというのは無効にはしていません。やはり調査基準価格を設定して、低入札価格調査で調査をしています。内訳書を見て、最低賃金を支払っているかチェックしたり、材料費があっているかチェックしたりというように県は行っています。

(大谷委員)

今回のものは、最低制限価格制度を適用するというのはできないですか。

(事務局)

今回の案件に関しましては一般的な委託に当たりますが、本市のそのような入札に関しては、変動型の最低制限価格制度があるのですが、そちらの要綱に定めている限りは500万円を超える案件に関して設定することとしておりますので、対象外ということになります。

	<p>(大谷委員)</p> <p>それは何か市で決めているだけなのですね。</p> <p>(事務局)</p> <p>ダンピング対策に関しては、それぞれの自治体でどのような運用をすると決めているものになります。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>ですので、今回の案件を無効にできないのであれば対策しておかないと、もしくはこの金額で受けてもらうしかないかもしれないですね。もっと安い業者がいるかもわからないですし。</p> <p>(事務局)</p> <p>入札の心得であったりとか、また、一般競争入札で行う場合は、公告などの方も入札に関しての条件になりますので、例えばダンピング対策として最低制限価格により一律に切ってしまうというのも方法としてあるのですが、柳下委員からの指摘に対する先ほどの回答と重複しますが、心得の中で、内訳書を確認した結果、市の方でできないと判断したときは応札を無効とするというような文言を明らかに示すというのが一つの方法であるのかなと思います。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>ただ、訴訟リスクはあるかもしれません。</p> <p>(事務局)</p> <p>最低制限価格制度を 500 万円以下にも適用するかというところは、慎重に検討したいと思います。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>柳下委員の御質問のとおり、調べていただいて、回答をお願いします。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>他に御意見ございますか。</p> <p>(各委員)</p> <p>意見、質疑等特になし。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>では、事務局から何かございますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>次回の会議にかかる案件抽出委員につきましてお諮りいたします。当委員会において審議する案件の抽出につきましては、東松山市入札監視委員会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委員会が行うこととな</p>
--	--

